

母体保護法指定医師指定申請について(千葉県医師会)

2021年10月7日審査会承認

I. 審査委員会：毎年 6月、10月、2月頃(年3回)開催

II. 申請方法

※複数の施設で指定医を兼ねることはできません！

申請先	対象者	提出物	審査料振込先
1. 所属地区 医師会	地区医師会会員又は入会希望者 ※入会と一緒に申請予定の方は「指定医申請希望」とお伝えいただき申請書提出期限等をあらかじめご確認下さい	1.申請書類 一式 2.審査料	※各地区医師会にご確認下さい
2. 千葉県 医師会	地区医師会未入会で入会の意思が無い方 ※千葉県医師会にて役員との「事前面談」が必要となります		千葉銀行 本店営業部 普通預金 1103702 公益社団法人 千葉県医師会

III. 各種申請・提出書類等

申請	提出書類等	審査料	対象者
1. 新規申請	1. 様式1 母体保護法指定医師指定申請書 2. 様式2 履歴書 3. 日産婦学会「専門医認定証」の写し 又は 様式3 指導証明書(専門医で無い場合のみ) 4. 様式13 研修症例実施報告書 又は 過去の指定証の写し(コピー) ※県の内外を問わず指定医取得歴があり、その指定書の写しの提出をもって様式13は省略することができる 5. 施設の平面見取り図 (指定医が在籍しており施設調査済の場合は不要) ※新規開設及び指定医が在籍していない施設で指定をうける場合は施設調査を実施する 6. 医師免許証の写し 7. 母体保護法指定医師研修会「受講証」原本 1枚 ※受講証未着は様式7-2、未受講は様式7-3を提出 ※【未受講の場合】審査会提出後は、研修会を受講するまで「指定保留」となる。(受講確認後、千葉県医師会の理事会へ提出してから正式指定となる。 (注意点)時期によっては、更新までに再度研修会の受講が必要。 8. 様式8 承諾書/誓約書 ※無床診療所の場合は提出する	35,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて取得される方 ・県外の指定医が本県で人工妊娠中絶手術等の業務を開始する時 (※指定期間内の指定証(コピー可)を提出すれば、「7.母体保護法指定医師研修会「受講証」原本 1枚」は免除とする(更新には、「受講証原本1枚」が必要)) ・県内の指定医が指定失効後に再指定をうける時 ・施設の新築(移転、建替え等)をした時(指定医のいない施設で取得する際は施設の新築と同様の扱いとなる)(※指定期間内の指定証を(コピー可)を提出すれば、「7.母体保護法指定医師研修会「受講証」原本 1枚」は免除とする(更新には、「受講証原本1枚」が必要)) <p>【例外】 ★施設の「新築/改築/増築」をした場合は裏面の「施設の変更について」を参照</p>
2. 異動申請	1. 様式5 異動申請書 2. 千葉県医師会発行「母体保護法指定医師指定書」の写し(有効期限内のもの)	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の指定医が、県内で既に指定されている施設(施設調査済)へ異動する場合 <p>※施設異動後1年以内にすみやかに届出を行うこと(1年を経過した場合は審査会で審議となる)</p>
3. 更新申請	1. 様式4 母体保護法指定医師指定更新申請書 2. 様式7 誓約書 3. 日本産婦人科医会研修シール 6枚 4. 母体保護法指定医師研修会「受講証」原本 1枚 ※受講証未着は様式7-2、未受講は様式7-3を提出	10,000円	<p>※県内指定医は偶数年10月に一斉更新となります(途中指定の場合でも一斉更新)</p> <p>※偶数年8月頃に更新対象者へ通知文と申請書類を送付</p>

【申請に際しての注意事項】

- ・勤務先変更や施設の建替等があった場合は、**指定医資格は失効**となり、変更先等での**再指定が必要**となります
- ・指定医が1名の指定施設では、指定医が他の施設へ異動すると指定医不在施設となるため、新たに指定を受ける場合には、必ず**再度の施設調査が必要**となり、また指定資格があつても**新規申請扱い**となります

母体保護法指定医師 設備基準と施設の変更について(内規)

◆設備基準：指定規定第2条(3)設備の①に規定する「診療施設」は、次の設備等の要件、もしくはそれに準じる要件を満たすものとする

有床診療所もしくは病院	<ul style="list-style-type: none"> ・手術台ないし手術に対応しうる内診台を備えること ・蘇生器具(例えはアンビューバックなど)を備えていること ・転送電話もしくは携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応しうる体制をそなえていること
無床診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加えて、次の要件を満たすこと ・術後回復のために適切な専用ベッドを有する回復室が確保されていること ・回復室を観察しうる体制が常時確保されていること

	対象者	住所変更の有無	チェックポイント	申請	提出書類等	審査料	施設調査	備考
新築	◇施設を「新築」した時 ◇施設を「移転」した時 ◇施設を「建替」した時	住所変更の有無にかかわらず	施設の名称変更の有無にかかわらず	○	①様式1 母体保護法指定医師指定申請書 ②様式2 履歴書 ③日産婦学会専門医認定証の写し ④施設の平面見取り図 ⑤医師免許の写し ⑥研修会受講証 ⑦指定書(有効期限内のもの) (無床診療所の場合は追加で提出が必要) ⑧様式8 承諾書/誓約書	35,000円	○	・当該施設の指定医が複数在籍する場合は、 指定医全員分 の書類と審査料を提出する
改築	◇施設を「改築」した時	住所変更なし	手術をうける患者に関係するエリア の変更をした場合 (玄関、廊下、待合室、手術室、回復室など)	○	①様式6 施設改築・施設増築申請書 ②施設の平面見取り図 ③指定書(有効期限内のもの)	15,000円	○	・ 施設管理者1名分 の書類と審査料を提出する (指定医が複数在籍しても同じ)
			上記以外 (スタッフ控室など)	×		0円	×	
増築	◇施設を「増築」した時	住所変更なし	手術をうける患者に関係するエリア の変更をした場合 (玄関、廊下、待合室、手術室、回復室など)	○	①様式6 施設改築・増築申請書 ②施設の平面見取り図 ③指定書(有効期限内のもの)	15,000円	○	・ 施設管理者1名分 の書類と審査料を提出する (指定医が複数在籍しても同じ)
			上記以外 (スタッフ控室など)	×		0円	×	
施設種類の変更	◇増床して有床診療所から病院へ変更した時 ◇増床して無床診療所から有床へ変更した時 ◇減床して無床診療所へ変更した時	住所変更の有無にかかわらず	施設名・手術室等の変更にかかわらず	○	「新築」と同じ扱いとなる ※新築の提出書類を参照	35,000円	○	・当該施設の指定医が複数在籍する場合は、 指定医全員分 の書類と審査料を提出する
			変更内容により異なる	○	「改築」「増築」を参照 ※変更内容により「新築」扱いとなる場合もある	15,000円	○	・ 施設管理者1名分 の書類と審査料を提出する (指定医が複数在籍しても同じ)
			手術をうける患者に関係するエリア の変更がない場合のみ →変更ありの場合は「新築」「改築」「増築」を参照	適宜提出	様式8 承諾書/誓約書	0円	×	・指定期間中に変更した場合は提出すること ※特に審査は行わない

★新築：建造物がない土地に新たに建てること ★改築：床面積を変えずに間取り変更をともなう工事を行うこと ★増築：床面積を増やす又は同じ敷地内に別棟を建てる工事を行うこと